

## 地方公共団体等からの主な要望事項について

平成 3 1 年 1 月

※本資料は第 4 8 回審査会（平成 3 0 年 8 月）以降現時点までに文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目をまとめたものである。

### 1. 避難者等への賠償

- 原子力損害賠償紛争審査会において現地調査を行うなどにより、被災地の現状をしっかりと把握した上で、賠償の対象地域や水準等、適時適切な中間指針の見直しを行うこと。
- 避難指示解除後の現状をしっかりと把握した上で、相当期間経過後の「特段の事情がある場合」についても、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応させること。

### 2. 営業損害及び風評被害に係る賠償

- 避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、東京電力における賠償の考え方を早急に示させるとともに、農林業者や関係団体の意見を十分に踏まえた対応をさせること。
- 商工業等に係る営業損害の一括賠償については、個別訪問等による実態把握に努め、簡易な手法で柔軟に対応させるとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。また、一括賠償で年間逸失利益の 2 倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても相談窓口等で丁寧に対応すること。さらに、一括賠償後においても損害が継続又は発生している場合は、その個別事情に対して確実に賠償するとともに、手続きの簡素化、迅速化を図ること。

### 3. 地方公共団体に係る賠償

- 地方公共団体が行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、その実施体制に要する費用を含め、政府による避難指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続の簡素化に取り組むとともに、確実かつ迅速に賠償を行わせること。

#### 4. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

- 原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実にかつ迅速に行わせること。
- 原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続において、東京電力が和解案の受諾を拒否したことによる、手続きの打切りが続いており、文部科学省としても、和解案の積極的な受け入れがなされるよう、引き続き後押しすること。
- 原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続において、申立人が東京電力を被告として損害賠償訴訟を提訴している場合において、東京電力は当該訴訟が継続していることを理由に和解案の諾否を留保している事案が見受けられる。国の責任において、東京電力が自ら謳っている「3つの誓い」を遵守し、不当な遅延行為等を行わないよう、東京電力に対し指導すること。